

滋賀県障害者文化芸術活動推進計画（案）について

1 趣旨

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）」の制定（平成 30 年 6 月公布・施行）を受け、アール・ブリュットの振興をはじめとする本県の経験を活かし、障害の有無にかかわらず、鑑賞や参加、創造といった文化芸術活動を通じて、自分らしく活躍できる共生社会の実現に寄与する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」を策定する。

2 検討の経過

平成 30 年（2018 年）

11 月 14 日 常任委員会へ計画策定について説明

11 月 21 日 第 1 回滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会

平成 31 年（2019 年）

3 月 20 日 第 2 回滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会

3 月 22 日 検討状況について滋賀県文化審議会で報告

令和 元年

5 月 24 日 常任委員会へ検討状況について説明

7 月上旬 市町、県内文化施設に対する実態調査の実施

7 月 11 日 検討状況について滋賀県障害者施策推進協議会で報告

8 月 20 日 検討状況について滋賀県文化審議会で報告

8 月 28 日 第 3 回滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会

10 月 4 日 常任委員会へ計画骨子案を説明

10 月中旬 計画素案に対する懇話会委員、市町等への意見聴取

12 月 13 日 常任委員会へ計画原案を説明

12 月 23 日 県民政策コメントの実施（令和 2 年 1 月 22 日まで）

令和 2 年（2020 年）

2 月 18 日 第 4 回滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会

10 日 常任委員会へ計画案を説明

3 県民政策コメントの実施状況

提案のあった意見・情報数 8 名（団体 1 者含む）から 13 件